平成２４年（フ）第４２１号
沖縄県那覇市安里１丁目１番15―301号　なかよし荘
債務者　比嘉　明秀
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７５号
宮城県白石市旭町２丁目７番３―206号　レジデンスごとう206
債務者　小室　玲子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字袖浜229番地１
債務者　須東　卓也
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３０１号
山梨県甲府市城東５丁目５番５号　シエモア城東103
債務者　内藤　　聰
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号
岐阜県美濃加茂市下米田町今918番地１
債務者　熊澤　綾子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1148番地
コーポオリエンタルＢ105
債務者　大竹　健一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１９号
広島県三原市東町３丁目15番５―403号
債務者　恵川　千恵
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
大分市中鶴崎１丁目２番７号　コーポヘイワード201
債務者　小川真由美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２号
北海道小樽市蘭島１丁目11番15号、前住所北海道余市郡赤井川村字赤井川75番地
債務者　梶原　　彰
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２４５号
秋田市横森１丁目22番１号
債務者　玉山　勝也
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅２―18号
債務者　目黒　優子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１号
秋田県能代市西通町３番７号佐藤アパート
債務者　川村登美子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第６３号
山形県鶴岡市稲生２丁目27番５号　サライ102
債務者　佐藤　康雄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６６号
山形県鶴岡市美原町18番１―301号　県営アパート
債務者　髙橋　　真
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第８４号
福島市岡部字高畑31番地
債務者　松浦　　哲
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
福島市西中央４丁目57番地の１　アルタスプラザ302
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
茨城県神栖市堀割１丁目16番27号ラ・レーヴＢ―103
債務者　飯塚　倫生
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部